協会だより

曽根崎交通安全協会
曽根崎自家用自動車部会
〒530-0027
大阪市北区堂山町1－5
三共梅田ビル6階611号室
TEL（06）6315－8505
FAX（06）6315－8506
制作・印刷　㈱タップハウス

平成29年 秋の全国交通安全運動

実施期間　平成29年9月21日（木）から9月30日（土）までの間

（全国重点）

- ○ 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ○ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ○ 飲酒運転の根絶

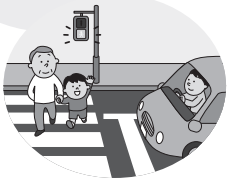

（大阪重点）

- ○ 二輪車の交通事故防止

スローガン

- ○ ありがとう 早め点灯 思いやり
- ○ 抱っこより 深い愛情 チャイルドシート
- ○ 気のゆるみ 一杯だけが 命とり

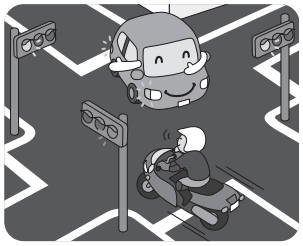

「秋の全国交通安全運動」主要行事

行　事　名	日　時	場　所
北区交通安全大会	9月13日（水）14:00~16:00	北区民センター
そねざき交通安全キャンペーン	9月21日（木）14:00~15:30	阪急百貨店 9階祝祭広場
二輪車交通事故防止キャンペーン	9月23日（土）16:00~17:00	エネオスDrDrive梅田店
反射シール貼付キャンペーン	9月27日（水）14:00~15:00	フコク生命ビル生命（いのち）の森
樋之口町自転車事故防止キャンペーン	9月29日（金）15:00~16:00（雨天中止）	樋之口町交差点

飲酒運転のうえ、前方の注意力を欠き、交通死亡事故を起こしたドライバーの手記です。

交通事故で人の命を奪った苦悩の日々がつづられ、当事者でしか味わうことのない心境が語られ、飲酒運転への警鐘を訴えています。

交通刑務所服役者の手記

命の重み

T・Y（37歳）会社経営

人の命…。これ以上かけがえのないものはありません。私はあまりにも愚かで身勝手な行動から人の命を奪ってしまうという、取り返しの付かない過ちを犯してしまいました。

事故を起こしてからまもなく2年が経ちます。夜中に目が覚めると、時間を元に戻したい、すべて夢であって欲しいと幾度も考えます。これから先、被害者ご遺族にどのように謝罪をしていけば良いのか答えがなく悩みます。ご遺族の方は私が原因で幸せな毎日から一転して、先の見えない深い苦しみを抱えることになりました。

謝罪の言葉も私にはありません。言葉ではあまりにも軽過ぎるからです。

事故後、被害者ご遺族のもとへ向い、私はただただ申し訳ありませんと、繰り返し頭を下げました。それ以上できることはありませんでした。人の命の重さを知りました。

当時、私は会社の事務所を移転したばかりでした。車を仕事で使うことはほとんどなかったのですが、その頃は移転のため荷物を運ぶことが多く、車で会社に行っていました。

事故の日はすべてが一段落した夜でした。帰宅途中に日頃からよく行くバーに立ち寄ったのです。車は近くの駐車場に止め、置いて帰るつもりでした。お酒を飲み、閉店後にタクシーを待っていましたが、その日はタクシーが来ませんでした。

そして、それ以上待つことができず、自分の車に乗ってしまったのです。心の中に過信が生まれたのです。ゆっくり慎重に運転すれば大丈夫だろうという考えがあったのです。

私は普段より慎重に運転していたのを覚えています。しかし、それは「つもり」でした。慎重であれば、冷静であれば運転することなどなかったのです。しばらく走ると、車は自宅近くの本線と側道が合流する場所に近づいて来ました。私は本線の信号機の青色を確認しました。そして、側道に入るためにドアミラーで後方の確認をしました。

その瞬間でした。ドンという音と衝撃がありエアバッグが視界を真つ白にしました。私は何が起きたのか分からずゆっくりププレーキを踏み、路肩に止めました。そのとき何か物が飛んできたという感覚でした。そして、運転席のドアを開け後方を見て血の気が引いていきました。オートバイと人が倒れていたのです。私はその場所まで行きました。男性がヘルメットを被ったまま動かず横たわっていました。その後は記憶がほとんどありません。

私は信号待ちをしているオートバイに衝突したのです。私の確認した信号は側道側の信号でした。しかし、信号の色がどうであれ前方に障害物があれば車を止めなければなりません。私はお酒で注意力が散漫になり、前方の確認というドライバーの基本すら怠っていたのです。時間とともに現実を理解していきました。自分のしたことの重大さを知り、絶望感が増していきました。そして、何よりも被害者のご遺族に何とお詫びをすれば良いのか、取り返しの付かないことにどのように謝罪すれば良いのかと…。

勾留期間が終わりすぐにご家族の所にお伺いいたしました。ご両親は息子に直接謝ってくださいと言われ、私は仏前に案内されました。彼は私のせいで命を奪われました。直接謝ることなど、もうできないのです。穏やかな表情の写真の彼が私を見ていましたが、私は目を合わせることができなかったのです。私の謝罪の気持ちが届くよう目を閉じて手を合わせました。ご両親はいまだに実感がないとおっしゃていました。まだ生きているような気がすると…。

そして、息子さんのアルバムを見ては涙が止まらなくなると、毎日がそれの繰り返しだとおっしゃいました。何も言えませんでした。すべては私の弱さが原因なのです。その後の私は仕事が全く手につかず、被害者の墓前に足を運ぶ日々が続きました。ご両親にも何度か電話をさせていただき自分の気持ちを伝えました。憎むべき私に優しい言葉を掛けてくださったこともあり、助けられた気持ちが多く残っています。

そして、判決の前にご自宅に伺ったとき、私に、こう言ってくださいました。息子の分まで、長生きして、人のためになるように生きてくださいと…。

私はこの言葉の重みを今まで考えてきました。長生きするということはその分、自分の罪と向きあうということです。人のために生きるということは、人間らしく生きるということだと思います。そして、生かされていることを忘れない言葉でもあります。この言葉には「命の重み」が込められていると思いました。

私は一日、一日を大切に生きるようにし、自分を見つめる心を忘れないよう心掛けています。罪を犯した以上、悔やんでも悔やみきれない思いは一生続くでしょう。過ちを忘れることなどありません。人の命を奪ったということをよく考え、悩み、苦しんで生きていかなければならないと思っています。それが謝罪をしていくということなのかも知れません。答えが見えてくるかは分かりませんが、近づく努力を忘れずに、犯した罪の重さを深く受け止めていきたいと思います。

自転車に乗る方への道路交通法

1　酒気帯び運転の禁止　道路交通法65条第一項

自転車も車の仲間です。道路交通法には「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と定められています。

罰則　（酒酔い運転）

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2　安全運転義務違反

交通事故を起こした場合によく適用される法律です。自転車も交通事故を起こさないために、道路交通法では「ハンドル、ブレーキその他の装置を着実に操作し、かつ、道路、交通その他及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ばせないような速度と方法で運転しなければならない。」と定められています。

自転車を運転中、交通事故を起こし他人に怪我を負わすと一般的に「重過失致死傷害」の罪（刑法第211条第1項　罰則5年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下罰金）に問われます。

3　自転車の横断の方法

横断歩道に自転車横断帯が標示されている場合、自転車に乗って道路を横断するときは、当該自転車横断帯を通行しなければなりません。

自転車を押して通行する場合、歩行者とみなされますので、横断歩道を通行出来ます。

（自転車の横断方法　道路交通法第63条の6）

4　ブレーキ不良自転車の運転禁止

道路交通法63条の9（自転車の制動装置等）には、「自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※ 内閣府令

① 前車輪及び後車輪を制動すること。

② 乾燥、平坦道路で時速10キロメートルの時、ブレーキをかけて3メートル以内で停止できること。

<次回に続く>

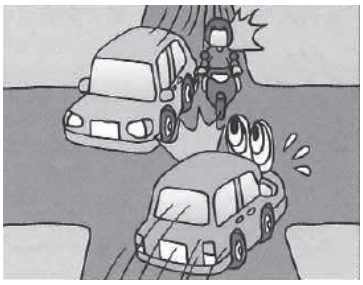

二輪車交通死亡事故多発
右折自動車と直進二輪車との
事故が多発しています。

スピードの出し過ぎによる死亡
事故も発生しています。

トラフィック クイズ Traffic Quiz

□の中へ○か×でお答え下さい。

問題1　高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者等が道路を横断するとき、その歩行者からの申出や必要と認める時は、その場所に居合わせた者は、その歩行者が安全に横断できるように、誘導や合図などに努めなければならない。　□

問題2　自転車に児童や幼児を乗車させる時は、保護する責任のある者は乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。　□

問題3　車両は、車両通行帯のある道路で、その車両通行帯の標示が黄色の線で区画されているときは、その黄色の線を越えて進路変更をしてはならない。しかし、緊急車両に進路を譲るときは黄色の線を越えて進路変更しても良い。緊急車両が通過後、元の車線に戻る車線変更は違反となる。　□

問題4　停留所以外の場所で、乗合自動車が、発進するため進路を変更しようとして合図をした場合、その後方にある車両は、乗合自動車の進路を妨げてはならない。　□

問題5　車両等は、横断歩道等およびその手前の側端から30メートル以内では、前方を進行している他の車両等（軽車両を除く）の側方を通過してその前方を通過してその前方に出てはならない。　□

⇨ 答えと解説は、P4にあります。

みなさん「停止表示器材」をご存じでしょうか？車に積んでますか？

法律では一辺が45㎝以上と定められています。また、夜間に使用する場合、赤色の反射光の機能が必要です。発煙筒の活用も交通事故防止に威力を発揮すると思います。

通称、三角表示板と言われている「停止表示器材」は、道路交通法の(第4章の二　高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例)第75条の十一第1項に

「自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という)又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない」と定めれている。

「政令で定める」とは、道路交通法施行令第27条の6には、

第1項　夜間：内閣府令で定める基準に適合する夜間用停止表示器材

第2項　夜間以外の時間：内閣府で定める基準に適合する昼間用停止標示器材

をそれぞれ後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて行うものとすると、定められている。

器材購入に当たってのアドバイス等

選定にあたっては、高速道路では車両が高速で移動中であることから、他の車両の風圧が強く、表示器材が倒れる恐れがある。

出来るだけ倒れ難い物品を選定すればいいと思います。　(筆者)

表示義務の罰則等

高速道路で、故障等で自動車を運転できなくなった場合、

罰　則　5万円以下の罰金
違反点　1点
反則金　大型7千円
　　普通車　6千円

第12回 無事故・無違反チャレンジコンテストに参加しませんか。

エントリー期間　平成29年8月1日(火)から平成29年9月29日(金)
コンテスト期間　平成29年10月1日(日)から平成30年3月31日(土)

詳しくは、大阪府警察本部のホームページ又は、(一財)大阪府交通安全協会のホームページ等で紹介しています。

トラフィック クイズ Traffic Quiz　答え

問題1　○　道路交通法第14条第5項(身体に障害のある歩行者の保護)

問題2　○　道路交通法第63条の11(児童、幼児のヘルメット着用)

問題3　×　道路交通法第26の2第3項緊急車両に進路をゆずり、もとの車両通行帯に戻る行為は違反になりません。

問題4　×　道路交通法第31条の2(乗合自動車の発進の保護)　乗合自動車の発進保護は「停留所」からの発進保護です。
違反すれば5万円以下の罰金　違反点　1点　反則金　普通車　6千円

問題5　○　道路交通法第38条第3項
罰　則　3月以内の懲役又は5万円以下の罰金
　　過失の場合10万円以下の罰金
違反点　2点　反則金　普通車9千円